第7回たつの市農業委員会総会（6月定例会）議事録

令和3年6月23日（水）午前10時から第7回たつの市農業委員会総会（6月定例会）を新館3階302会議室において招集した。

出席委員　19名　欠席委員　0名

1	上田　常雄	2	八木　正邦	3	永富　元	4	右田　太郎
5	岩田きん子	6	三村　誠	7	丸山　忠昭	8	大西　正清
9	小河　純一	10	水田　達實	11	山本　哲也	12	真殿　利晴
13	宮本　峰男	14	保田　義一	15	緒方　光男	16	猪澤　敏一
17	長谷川澄男	18	髙見　昭義	19	大橋　正典		

事務局の出席者　2名

局 長	大野　泰弘	主　幹	真殿　秀幸

1　開　　会

○会長（猪澤敏一委員）

あいさつ（内容省略）

2　開会宣告

○議長（猪澤敏一委員）

只今から第7回たつの市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数等について、事務局から報告させます。

○事務局（大野泰弘君）

命によりご報告します。本日ただ今の出席委員数は19名でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。

この際ご報告いたします。

たつの市農業委員会会長専決規程により、専決処分した

・農地法第4条の規定による使用目的変更の届出について

・農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買の

届出について
・利用目的の変更届について
・農地法第 18 条の規定による合意解約の通知について
を別紙資料として、お手元に配布いたしておりますので、ご熟読の上、ご了承願います。
尚、資料 2 ページ議案第 41 号「農地法第 3 条の規定による所有権移転売買の承認について」の 7614 番が龍野地区委員会にて内容の再確認を行いたく、今月の審議を保留にするとの決定に至りましたので、この案件については今月保留といたします。

３　会議宣告
○議長（猪澤敏一委員）
これより会議に入ります。
日程第 1「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。
たつの市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定に基づき、13 番宮本峰男委員、14 番保田義一委員にお願いします。
（「はい」）との声）
次に、日程第 2「議案第 40 号　非農地証明願の承認について」を議題といたします。
事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（真殿秀幸君）
「議案第 40 号　非農地証明願の承認について」
農地法第 2 条に規定する農地ではない旨の証明願が 7 件出ていますのでご説明いたします。
1 件目の願い出地は、神岡町[redacted]の登記地目・畑で現況は宅地、面積は 152 ㎡です。願い出人は、[redacted]、この度、所有地の整理をしていたところ地目が農地であることが分かったので、現況に合わせようと願い出がありました。
20 年以上農地でないことは、固定資産評価証明書により昭和 55 年に物置を建築した事を確認し、担当委員及び事務局職員の現地調査で現在も宅地であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。
2 件目の願い出地は、揖西町[redacted]の登記地目・畑で現況は雑種地、面積は 581 ㎡です。願い出人は、[redacted]、この度、所有地の整理をしていたところ地目が農地であ

ることが分かったので、現況に合わせようと願い出がありました。
20 年以上農地でないことは、平成 7 年撮影による空中写真により平成 7 年以前から雑種地となっていることを確認し、担当委員及び事務局職員の現地調査で現在も雑種地であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。
3 件目の願い出地は、龍野町[redacted]の登記地目・田で現況は宅地、面積は 72 ㎡です。願い出人は、[redacted]、昭和 61 年頃に書店を建築して以来、店舗の駐車場として利用していましたが、この度相続が発生し農地である事が分かったので、現況に合わせようと願い出がありました。
20 年以上農地でないことは、課税台帳により昭和 61 年に書店が建築され、担当委員及び事務局職員の現地調査で現在も書店敷地の一部であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。
4 件目の願い出地は、揖西町[redacted]の登記地目・田で現況・宅地、面積は 130 ㎡です。願い出人は、[redacted]、自宅のリフォームをするにあたり、所有地の確認をしていたところ地目が農地であることが分かったので、現況に合わせようと願い出がありました。
20 年以上農地でないことは、平成 11 年撮影の空中写真により現況と同じように宅地となっていることを確認し、担当委員及び事務局職員の現地調査で現在も宅地であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。
5 件目の願い出地は、神岡町[redacted]他 1 筆の登記地目・畑で現況は宅地、面積は合計で 131 ㎡です。願い出人は、[redacted]、この度所有地の整理をするにあたり地目が畑であることが分かったので、現況に合わせようと願い出がありました。
20 年以上農地でないことは、固定資産課税台帳により昭和 7 年と、昭和 51 年及び昭和 55 年に居宅と物置を建築していることを確認し、担当委員及び事務局職員の現地調査で現在も宅地であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。
6 件目の願い出地は、新宮町[redacted]の登記地目・田で現況は山林、面積は 439 ㎡です。願い出人は、[redacted]、 50 年前頃に杉の木を植林して以来山林化していたが、この度、土地の整理をしていたところ地目が農地であることが分かったので、現況に合わせようと願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、平成 3 年撮影による空中写真により現況と同じような山林となっていることを確認し、担当委員及び事務局職員の現地調査で現在も原野であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

7 件目の願い出地は、揖保川町[redacted]の登記地目・畑で現況は宅地、面積は 99 ㎡です。願い出人は、[redacted]、昭和 42 年に自宅を建築し庭として利用していたが、この度、土地を売却するにあたり地目が農地であることが分かったので、現況に合わせようと願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、平成 3 年撮影の空中写真により現況と同じ宅地の一部となっていることを確認し、担当委員及び事務局職員の現地調査で現在も宅地の一部であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

よって、いずれも周辺農地に影響もなく、非農地と認定できるものと考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 40 号」は原案のとおり承認されました。

次に、日程第 3「議案第 41 号　農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」を議題といたしますが、本件は、私猪澤に関する事項を含んでおりますので農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により議事参与が制限されております。

該当議案 5 件目の 7643 番の審議中は退席します。

つきましては、5 件目 7643 番以外の案件について事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（真殿秀幸君）

「議案第 41 号　農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承

認について」
　3条売買の案件が5件出ていますが1件目が保留で、その他4件について、ご説明いたします。
　2件目から4件目の案件に関しては全て同一譲受人ですので合わせて説明させていただきます。
　申請地は、揖西町[redacted]外3筆の田で面積は合計で6453㎡、譲受人は[redacted]、譲渡し人は3名で[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、譲受人は転職して専業でイチゴ栽培を行う為、3月に農地を購入しているがこの度追加で農地を購入するものです。
　譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は専業農家として生計を立てていくため県農業改良普及センター等にも相談して支援を受けながら準備を進めておりますので、今後もすべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。
　次に、耕作面積が30aに達しているかについては、現在の耕作面積が11,381㎡ですので条件を満たしています。
　最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。
　よって農地法第3条第2項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。
　事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）
　議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。
　（「なし」の声あり）
　ご異議なしと認め議案41号の7643番以外は原案のとおり承認されました。
　次に同じく議案第41号7643番の案件についてですが、私：猪澤に関する事項ですので退席いたします。
　この案件に関する議事進行は大西職務代理者へお願いします。
　（猪澤委員　退席）

○議長（大西正清委員）

会長が退席の間、議長を務めさせていただきます。
それでは議案第41号7643番について事務局に議案を朗読させ説明させます。

○事務局（真殿秀幸君）
5件目の申請地は、揖西町[redacted]の田で面積は1329㎡、譲受人は[redacted]、譲渡し人は、[redacted]、申請地は圃場整備により複数の地番が１つの農地として一体で整備されており以前から譲受人がまとめて耕作していましたが譲渡し人はイチゴ栽培を行う専業農家で水稲は行っておらず、所有していても利用する事がないのでこの度売買する事となりました。
譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は営農組織で地元の農地をまとめて耕作しており、農機具もあり、すべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。
次に、耕作面積が 30ａに達しているかについては、現在の耕作面積が78万2972.63㎡になるので条件を満たします。
最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと思われます。
よって、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。
事務局からの説明は以上でございます。

○議長（大西正清委員）
議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。
（「なし」の声あり）
ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
ご異議なしと認め、「議案第41号」7643番は原案のとおり承認されました。
（猪澤委員　入室）

ここで議長を交代します。

○議長（猪澤敏一委員）

次に、日程第 4「議案第 42 号　農地法第 4 条の規定による使用目的変更に対する意見について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（真殿秀幸君）

「議案第 42 号　農地法第 4 条の規定による使用目的変更に対する意見について」

4 条案件が 3 件出ていますので、ご説明いたします。

1 件目と 2 件目は同一申請者ですのでまとめて説明させていただきます。

申請地は、揖西町[redacted]他 1 筆の田で面積は合計で 1303 ㎡住宅等が連坦する区域に近接かつ農地の集団規模が 10ha 未満の 2 種農地と判断します。

申請人は、[redacted]　[redacted]、転用目的は、売電の為の太陽光発電設備と露天資材置場です。

工事計画は、許可後 30 日で造成し、露天資材置場と太陽光発電施設を設置します。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はなく、太陽光設備の認定を受けていますので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、周囲に直接接している農地はなく、周辺営農に支障はないものと考えます。

3 件目の申請地は、新宮町[redacted]他 1 筆の田で面積は合計で 919 ㎡、住宅等が連坦する区域に近接かつ農地の集団規模が 10ha 未満の 2 種農地と判断します。

申請人は、[redacted]　[redacted]、転用目的は、売電の為の太陽光発電設備の設置です。

工事計画は、許可後 60 日で造成し、太陽光発電施設を設置します。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はなく、太陽光設備の認定を受けていますので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、周囲にフェンスを設置して周辺と区別し敷地からは何も出ないので、周辺営農に支障はないものと考えます。

よって、農地法第 4 条第 2 項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 42 号」は原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第 5 議案第 43 号　農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び使用貸借権設定に対する意見について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（真殿秀幸君）

「議案第 43 号　農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び使用貸借権設定に対する意見について」

5 条使用貸借権設定の案件が 2 件でていますので、ご説明いたします。

1 件目の申請地は、龍野町[redacted]の田で、面積は 119 ㎡、住宅の用に供する施設等が連坦する 3 種農地と判断します。

申請人は、借受人が[redacted]、貸出人は、[redacted]、転用目的は、親の土地に息子が自己住宅を建築しますが、現在この土地は、平成 26 年頃から露天資材置き場として使用されております。

「この度住宅を建築するにあたり農地法の転用手続きが必要であることを知りました。
これらの事前行為は私の農地法に対する無知によるものであり、何ら他意はなく結果的に農地法に違反する無断転用になってしまい誠に申し訳なく存じております。今後は農地法を遵守し、このようなことがないよう十分注意いたしますので、今回の件につきましては寛大な処置を賜りますようお願い申し上げます。」との事です。
工事計画は、許可後 120 日で住宅を建築します。
必要な資金は金融機関からの融資で賄いますので、金融機関の融資証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。
転用の妨げとなる権利設定はなく、他の法令による手続きとして都市計画法の手続きを進めていますので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。
周辺営農への影響については、周囲に農地はなく、周辺営農に支障はないものと考えます。
2 件目の申請地は、龍野町[redacted]の田で、面積は 288 ㎡、住宅の用に供する施設等が連坦する 3 種農地と判断します。
申請人は、借受人が[redacted]、貸出人は、[redacted]、転用目的は、親の土地に息子が自己住宅を建築しますが、現在申請地は雑種地となっております。
「この土地は、平成 3 年頃に市議会議員選挙の後援会のために一時的に造成してそのままの状態となっておりました。この度住宅の建築にあたり申請地が農地である事が判明しました。
農地法に知識がなく無断で利用していた事を深く反省しております。
今後は農地法を遵守しますのでこの度の申請に関しましては何卒ご配慮のうえ許可いただきますようよろしくお願いいたします。」との事です。
工事計画は、許可後 120 日で住宅を設置します。
必要な資金は金融機関からの融資で賄いますので、金融機関の融資証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。
転用の妨げとなる権利設定はなく、他の法令による手続きとして都市計画法の手続きを進めていますので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。
周辺営農への影響については、周囲に農地はなく、周辺営農に支

障はないものと考えます。
　よって、農地法第5条第2項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。
　事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）
　議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。
　　（「なし」の声あり）
　ご発言がないので原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。
　　（「異議なし」の声あり）
　ご異議なしと認め、「議案第43号」は原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決しました。
　次に、日程第6「議案第44号　農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」を議題といたします。
　事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（真殿秀幸君）
　「議案第44号　農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」
　5条所有権移転・売買の案件が5件出ていますので、ご説明いたします。
　1件目の申請地は、揖西町[redacted]の畑で、面積は1,480㎡、住宅等が連坦する区域に近接かつ農地の集団規模が10ha未満の2種農地と判断します。
　申請人は、譲受人が[redacted]、譲渡人は、[redacted]　転用目的は、売電の為の太陽光発電パネルの設置です。
　工事計画は、許可後60日で造成し、造成後120日で太陽光発電パネルを設置します。
　必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。
　転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はなく、太陽光発電設備の認定を受けていますので、許可後は計画どおり転用するもの

と見込まれます。
　周辺営農への影響については、周囲に耕作している農地はなく、周辺営農に支障はないものと考えます。
　2 件目と 3 件目は、同じ転用案件ですので一緒に説明させていただきます。申請地は揖西町[redacted]他 2 筆の田で、面積は合計で 1194 ㎡、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であってかつ近距離に 2 以上の教育・医療機関が存在する 3 種農地と判断します。この場合の教育・医療機関は[redacted]と[redacted]です。
　申請人は、譲受人が、[redacted]　譲渡人は、2 名で[redacted]と、[redacted]、転用目的は、譲受人が経営する会社への貸露天資材置き場と貸露天駐車場です。
　現在この農地は雑種地となっており、「無断で転用した事は当方の責任であり十分に反省するとともに今後このような事がないように誓約いたします。何卒この事情をご賢察のうえ受理されるようにお願い申し上げます」との事です。
　工事計画及び必要な資金はありません。
　転用の妨げとなる権利設定はなく、他の法令による手続きも必要ありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。
　周辺営農への影響については、周囲に耕作地はありませんので、周辺営農に支障はないものと考えます。
　4 件目の申請地は、新宮町[redacted]他 4 筆の田及び畑で、面積は合計で 2335 ㎡、住宅等が連坦する区域に近接かつ農地の集団規模が 10ha 未満の 2 種農地と判断します。
　申請人は、譲受人が[redacted]、譲渡人は 3 名で、[redacted]、転用目的は、露天資材置場です。
　工事計画は、許可後 120 日で造成し、露天資材置場として使用します。
　必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。
　転用の妨げとなる権利設定はなく、他の法令による手続きも必要ありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。
　周辺営農への影響については、周囲に耕作している農地はなく、周辺営農に支障はないものと考えます。
　5 件目の申請地は、新宮町[redacted]の畑で、面積は 300 ㎡、住

宅の用に供する施設等が連坦する3種農地と判断します。
　申請人は、譲受人が、[redacted]　[redacted]　譲渡人は、[redacted]
転用目的は、宅地の一部です。
　工事計画は、許可後10日で造成します。
　必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。
　転用の妨げとなる権利設定はなく、他の法令による手続きも必要ありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。
　周辺営農への影響については、周囲に耕作地はなく、周辺営農に支障はないものと考えます。
　よっていずれも、農地法第5条第2項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。
　事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）
　議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。
（「なし」の声あり）
　ご発言がないので原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
　ご異議なしと認め、「議案第44号」は原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決しました。

４　閉会宣告
○議長（猪澤敏一委員）
　以上で本日の議事は、全部終了しました。これをもって、本日の定例会を閉じます。
閉会宣告　午前10時30分

たつの市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和3年6月23日

たつの市農業委員会議長
（　会　長　）

議事録署名委員
（13番宮本峰男委員）

議事録署名委員
（14番保田義一委員）